

# 令和3年度飼い主のいない猫の去勢・不妊 手術費・予防接種費等の一部を助成します。

飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行った方に、手術に要した費用と感染症予防等その他の処置\*に係る費用の一部を助成します。

(※感染症の検査、予防接種、寄生虫の検査及び治療)

**申請できる方** 住民基本台帳に記載されている市内在住の方。

**対象とする猫** 市内に生息する“飼い主のいない猫”であること。



**手術実施の際に必ず守っていただくこと**

- ① 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設届出をし、かつ、市内で開業している動物病院で手術を受けること。
- ② 助成金の交付を受けようとする年度において手術を受けること。
- ③ 去勢・不妊手術済みであることが分かるように、片方の耳端にV字のカットを施すこと。（手術を実施する動物病院で必ず実施してください。）
- ④ その他の処置に係る助成の対象については、手術と同時に実施する処置であること。
- ⑤ 現金での支払いであること。

**助成限度額(1匹につき)** 去勢手術（おす）4,000円／不妊手術（めす）8,000円  
その他の処置 1,000円

**申請受付期間** 令和3年4月1日～令和4年3月31日

※ 予算の範囲内での助成のため、申請状況により期限前に終了することがあります。

**提出方法** 手術を実施した動物病院で申請書等を受け取り、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記により手術後1か月以内（3月手術分は3月31日まで）に提出してください。年度をまたがったの申請はできません。

<提出書類> ①申請書（様式1） ②手術等の完了証明書（様式2 獣医師の記入欄有） ③手術・その他の処置に要した費用がわかる領収書

## ●助成までの流れ

市内の動物病院にて去勢・不妊手術等を実施。

申請書、手術等完了証明書、領収書の提出。

[提出先] 〒338-0812 さいたま市桜区神田 950-1 さいたま市動物愛護ふれあいセンター

書類審査を行い、交付（不交付）の決定を行います。

- 交付となった場合、交付決定通知を送付し、指定口座へ助成金を振込みます。（入金までは約1ヶ月となりますが、審査状況により遅れることがあります。）

※ 詳しくは、動物愛護ふれあいセンター（電話840-4150/FAX840-4159）へ。